

環境影響評価準備書に対する市民意見及び事業者の見解

項 目	意 見 の 概 要	事 業 者 の 見 解
全 般 (事業)	●事業の目的で「住宅の不燃化、土地の有効利用、供給戸数の増加、居住水準の向上を図り、併せて緑豊かな自然環境を活かした安全で住み良い街づくりを推進する」とあるが、現状をどう評価しているのか、どこをどう改善する必要があると考えているのか。特に、「緑豊かな自然環境」がどの程度不足しているのか、誰にも分かるように記述すべきである。(意見書) ●事業計画についての記述が極めて不十分である。もっと事業計画を明確にすべきである。(意見書)	住宅の老朽化、狭小化が進み建替えの必要が生じてきており、建替えに際しては土地の有効利用を図り、現況の起伏に富んだ地形や緑豊かな自然環境を活かしながら、住宅供給戸数の増加、居住水準の向上を図り安全で住みよい街づくりを推進したいと考えております。 現況で、特に「緑豊かな自然環境」が不足しているとは考えておりませんが、住宅の建替事業は、多くの団地を15年間にわたり順次建替えていく事業のため、各団地の詳細はその団地の事業実施の1～2年前に実施設計を行います。 このため現段階で明確になっているものを事業計画として準備書に記載しました。
	●「周辺住宅地にも配慮しつつ現行の用途地域の変更等を想定して計画を行っており(p10)」ということだが、「想定」とはどのような意味か。また、いかなる権限で、事業予定区域外や民有地の用途地域の変更を想定(p11)したのか。(意見書) ●事業地域でも関係地域でもない民有地の鹿子殿が、第1種住居専用地域としてぽつんと取り残される。この地域が合わせて「用途地域変更」されてしまわない保障があるのか。 周辺地域への影響(用途地域の変更の動き、住宅の高層化の動きなど)が懸念される。この点についての予測・評価はどうか。(意見書) ●第1種住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められた地域であり、高層建築は違法である。現用途地域に違反した計画案を作成することも違法と言わざるをえない。 用途地域を変更するとパチンコ屋等ができ、環境が悪化する。現行の用途地域を尊重し、それに合致するように計画案を作成し直すことを求める。(意見書)(公聴会) ●千種台保育園の南側の道路が拡張されると自動車の交通量が増え、騒音・排気ガス・安全性などの環境レベルが悪くなるので拡張しないでほしい。(公聴会) ●現行の用途地域に違反あるいは地区計画の確定していない	当事業計画では、約 35haの公営住宅用地等を土地の高度利用により、緑地をできるだけ確保しつつ、狭小化している各住宅の床面積を大きくし、駐車場及び集会所などの共同施設を整備するなど土地の有効利用を図ってまいります。 このような相当な広がりを持つ区域を一体的に再整備するため用途地域の変更等を想定し、周辺地区の住環境にも配慮しつつ当地区の望ましい事業計画を立案し、現在、環境影響評価の手続きを行っているところです。この結果をうけて、必要かつ適切な対応について今後関係機関と協議をしてまいります。

段階でのこの計画は認められない。現行の用途地域を尊重し、それに合致する計画への変更を求める。(公聴会)

●高度利用がすべてで用途地域を変更するというのであれば、第一種住居専用地域の意味あるいは全市的に第一種住居専用地域をどうするのかという考え方を明確にすべきである。(公聴会)

●「周辺住宅地にも配慮しつつ現行の用途地域の変更等を想定して計画を行っており(p10)」で、周辺住宅地にも配慮しつつとは、具体的にどのようなことか。

周辺住宅地はほとんど全てが第1種住居専用地域であり(p37)、建築基準法により、その住環境を守るため、高さは10又は12mを超えてはならないとか、住宅や学校以外の建築は許されない等の厳しい制限がされている。

こうした周辺住宅地の状況を配慮すれば、こんな40mもの高層住宅の建築計画は考えられないはずである。(意見書)

住宅の建替えにあたり、大規模な造成を避け自然の地形を活かしながら、緑地や駐車場もできる限り多く確保しつつ、必要住宅戸数を事業予定の各団地の敷地に均等配分すれば、全て5・6階建の中高層住棟となり、周辺住宅地に対する日影等の影響が生ずるため、住宅密度配分では、地区の周辺部で低層の民間住宅地に接する部分では、原則として3・4階建の住棟による団地構成を、また、はざま荘等の地区中心部では周辺地域に余り影響のない部分には、中高層住棟による団地構成を行いました。

●土地利用計画(p10)は、現状の土地利用と対比して記述すべきである。このままでは、住宅用地や駐車場がどれだけ増え、緑地がどれだけ減るのか判断できない。(意見書)

土地利用の現況と土地利用計画を対比すると次のとおりです。

用 途	現 況		計 画	
	面積(ha)	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
住宅用地	7.41	21.6	4.45	13.0
駐車場用地	0.05	0.1	3.21	9.4
道 路	9.19	26.8	7.50	21.8
宅内通路	1.60	4.7	0.56	1.6
住宅施設用地	0.35	1.0	1.88	5.5
プレイロット	1.24	3.6	1.76	5.1
施設用地	0.00	0.0	2.92	8.5
緑 地 (*1)	2.34	6.8	12.05	35.1
その他 (*2)	12.15	35.4	0.00	0.0
合 計	34.33	100.0	34.33	100.0

*1:計画の緑地は、上記用途以外で植栽可能な土地面積として算出しました。

*2:現況のその他は、建物の前後の敷地で個人が駐車場、自転車置場、物置、庭等に使用している敷地です。

●土地利用計画(p10)の住宅用地と住宅施設用地はどちらがうのか。明らかにすべきである。(意見書)

●p10に記載のプレイロット、宅内通路とは何か。それぞれの用語の定義を記述すべきである。(意見書)

土地利用計画の用途別の定義につきましては、次のとおりです。

住宅用地…住宅建設用地

住宅施設用地…入居者用生活関連施設用地(ポンプ室、集会所、自転車置場等)

プレイロット…児童遊園

宅内通路…団地内の歩行者用通路、駐車場までの接続道路、住宅施設までの連絡通路等

●「周辺部では原則として3階・4階を、団地中心部など周辺地域への影響が小さいところには高層住宅を配置します。」(p12)となっているが、霞ヶ丘2丁目では、周辺民家に接して5階・6階が計画されている。なぜ、ここでは「原則」からはずされたのか。周辺への影響をどう考えているのか。(意見書) ●千有荘の5・6階建住棟の計画は、風害、プライバシー、近隣騒音、電波障害など隣接民地へ及ぼす影響が大きいので、当初計画の3階建への変更を求める。(公聴会) ●北希望荘など3・4階建であっても隣接地との間隔は十分とってほしい。(公聴会) ●14階建、高層住宅は風害、圧迫感など様々な問題があり反対する。(公聴会)	基本構想の段階では、原則に従って配置した構想案をその時点での配置案として提示しました。その後、基本計画案を作成するため現況測量を行い、それぞれの団地の敷地条件(位置、形状、高低差等)、北側が民地に接している団地での日照による戸数減などを考慮し、密度配分をしておいた基本計画案を作成しました。 千有荘の北側では原則どおり3・4階建の住棟とし南側部分では民地に接しますが、日影の問題もないため、構想案よりも建物位置を離し建物の向きを45度振り分けるなど、プライバシー保護にも配慮して戸数の増加を図りました。 中・高層化にあたりましては、隣接住宅との距離を離すとか、建物の方向を傾斜させるなどして、周辺民間住宅等への圧迫感、プライバシーに配慮した団地づくりを行うとともに、確保しましたスペースには積極的に植栽を実施し、風害等の対策に努めるなど、「緑あふれる団地づくり」を計画しています。
●土地利用計画(p10)の施設用地は2.92haとなっているが、千種台ふれあいタウン整備計画の施設の概要(p16)では、高齢者福祉施設 0.3ha、センター施設 0.5ha、バスターン施設 0.5ha、文化教育施設 0.9haであり、合計2.2haである。残りの0.72haは何を計画しているのか、記述すべきである。(意見書) ●施設計画が示されず、環境アセスメントからもはずされていることは理解できない。どこに何が作られるのか、住民としては自分の将来計画とも関連して、非常に関心を持っている。(意見書)	各施設計画につきましては、整備実施時期が相当先になるため、まだ具体的な内容、規模が決まっておりません。このため、現在決まっているおおよその敷地規模と内容を施設の概要(準備書p16)として記載しました。 また、土地利用計画(準備書p10)の施設用地面積につきましては、施設専用の敷地(施設の概要)のほか、施設整備に関連して必要となる周辺のスペース(接続道路、歩行者通路、緩衝帯等)として、住宅整備事業で確保すべき面積を含んでおり、結果的に差が生じております。
●施設の構想(p16)のセンター施設は、建設の主管部局はどこか。明らかにすべきである。 施設の構想(p16)では、センター施設は「地区活性化のための施設」となっているが、建設時期は前期、中期、後期のいつか。工事実施時期(p14)では、前半の地域となっているが、住宅の除去だけをさすのか、不明である。「構想」からすれば、当然前期に完成させるべきものと考えられる。(意見書)	各施設の概要(構想)につきましては、準備書(p16)に示しておりますが、その具体的な内容や施設規模等は現段階では、未確定であり、主管部局、建設時期等も決定しておりません。
●供用時車保有率0.8から逆算すると、駐車場台数は2,369戸×0.8=1,895台となる。一般に駐車場は3m×5m=15㎡の面積が必要であり、1,895×15で約2.8haの駐車场面積が必要となる。 しかし、土地利用計画(p10)で	駐車場用地につきましては、駐車分のスペースと出し入れに必要なスペースを合算した面積を表示しております。

は駐車場用地として3.21haも確保している。住宅団地の造成ということだけで、なぜ、こんなにも余分な駐車場が必要かを明確にすべきである。(意見書)	
●住宅の建替時期別計画(p15)は、1989年7月付けの「千種台地区住宅整備基本計画案」と、戸数が異なっている。いつ、いかなる理由で変更されたのか。(意見書) ●住宅の建替時期別計画(p15)の建設予定戸数2,369戸の根拠は何か、明らかにすべきである。(意見書)	除却戸数は、千種台地区住宅整備基本計画案に示している市営住宅1,672戸と地区内の他の公的住宅の建替え(内訳は、名古屋市住宅供給公社住宅178戸及び、愛知県職員住宅100戸)の合計、1,950戸です。 建設戸数2,369戸はこの計画案に基づき建設を予定している戸数です。
●「千種台地区住宅整備基本計画案」には、高齢者福祉施設、センター施設、文化教育施設、バスターンいずれも入っており、創ります、誘致します、行います、と断定的に記載されている。これだけ明らかな施設配置計画がある以上、その建設に伴う環境影響評価も併せて行うべきである。 また、説明会で「環境影響評価は14階建の、いわば周辺に最も大きな影響を与える計画で行う」と発言されたが、この「環境影響評価」を行う基本姿勢がそうであれば、なぜ「施設計画」も「想定」される周辺への影響が最大となる状況で環境影響評価に組み入れないのか。(意見書) ●「一団地の住宅施設の新設」及び「開発行為」に該当するため、環境影響評価を実施する(p.2)とのことだが、施設用地確保に伴う用地造成という「開発行為」については、将来立地する施設による環境影響評価もあわせて行うのが当然のことであり、それこそが環境アセスメントの基本的精神である。(意見書)	平成元年7月の「千種台地区住宅整備基本計画案」は、今回の準備書の中で「千種台ふれあいタウン整備計画」として記述されているものに相当します。この整備計画の中には、住宅整備事業、高齢者福祉施設等の各施設整備事業を始め多くの事業が含まれております。今回の事業は、この整備計画のうち住宅整備事業について行うものであり、この事業に係る環境影響評価を「名古屋市環境影響評価指導要綱」に基づき行ったものです。 なお、各施設計画につきましては、現段階では具体的計画が立っておりませんので、今後、関係機関と調整を図り、将来各施設の内容がさらに具体化し、事業レベルに至った時点で、環境保全の措置を検討してまいります。
●1989年7月の「千種台地区住宅整備基本計画案」には、センター施設は「将来地下鉄が開通した場合を想定した上で」とあるが、「千種台ふれあいタウン整備計画」(p16)では、地下鉄の文字は消えている。地下鉄の開通は「想定」できなくなったのか。それにもかかわらず、センター施設の構想は残っているのか。(意見書)	センター施設については、関連事業である「千種台ふれあいタウン整備計画」の中では、自由ヶ丘三丁目交差点付近が千種台ふれあいタウン整備計画区域の中心にあたることから、重要な施設として位置づけられております。 なお、地下鉄4号線については、昭和63年2月に名古屋市基幹公共交通網調査委員会から平成37年(2025年)の名古屋の基幹公共交通網の路線として答申され、運輸政策審議会に名古屋市案として反映させていくものとされています。
●センター施設を始め各施設の内容が決まっておらず、用地の取得までという環境影響評価になっているが、そのような環境影響評価はするべきではないし、全体として今回の計画は環境影	今回の環境影響評価は住宅整備事業について実施したものであり、その他の施設については土地利用計画をお示ししたものです。センター施設を始め各施設については、皆様方のご要望を踏まえた計画案を作成してまいりたいと考えます。

	響評価を実施する段階に至っていないと思う。(公聴会)	
	●「千種台ふれあいタウン整備計画」(p17)に記載されている「緑道」とは何か。また、「緑道」事業として行うのか、構想なのか。(意見書)	千種台ふれあいタウン整備計画においては、地区内の歩行者系道路整備の一環として茶屋ヶ坂公園と鹿子公園を結ぶ歩行者系の緑陰道路「緑の散策路」と地区を東西に走る池内猪高線に沿って歩道部分に植栽やカラー舗装などを施した「自由ヶ丘緑道」を計画しております。 「緑道」につきましては、「名古屋市緑道整備基本計画」(昭和56年策定)に定められたもので「歩行者、自転車の利用などが自動車に阻害されない、緑や安全性・快適性を高度に配慮したうるおいのあるまちなみであり、散策・ショッピング・サイクリングなどに利用されるもので、災害時には避難路として役立つと共に都市景観をも向上させる施設」と定義されております。 「自由ヶ丘緑道」は、この整備計画に定められた36路線の一つです。また、「緑の散策路」につきましては、これとは別にさらに地域特性をもたせたものとして計画しております。 なお事業の実施につきましては、関係局と相互に調整は取り合いますが、事業としては別事業と考えております。
	●事業予定区域(p7)に道路が含まれていないのはなぜか。景観予測によれば少なくとも歩道は改造し(p154、155)電線の地中化を図る(p153)ことになっている。(意見書)	今回の環境影響評価の対象となっているのは住宅整備事業であり、基本的に道路は事業予定区域に含んでおりません。 なお、景観につきましては、道路部分を空白にして掲載するよりも、現在わかっている範囲内で将来景観を予測したほうが、景観としてはより正確な全体イメージを表すものと考え、掲載しました。
全 般 (その他)	●環境影響評価の結果はほとんどが「著しい影響を及ぼさないこととします」又は「達成できると考えられます」等で、実に抽象的であり、具体的に達成します等の文面が無く、誠意が感じられない。「環境は悪化しない」という説明は言葉だけではないか。環境保全対策は必ず守って欲しい。(意見書) ●この環境アセスメントは、市側の意向に沿うようにしたものであり、形式的で住民のためのものでないと思う。幅広い専門家の十分な調査のもとに進めてもらいたい。(意見書) ●年末年始にかけて見解書を公開するなど、環境影響評価に関する手続を急ぎ過ぎているのは問題である。(公聴会) ●工事中その他の事について、…必要があれば…、…問題があれば…など抽象的ないい方が多いが具体的に誰が、どのようにするのか。(公聴会) ●いろんな公害の予測数値について、国が使っているから…というような見解があったが、国で使っていればすべて正しいのか。(公聴会)	今回の環境影響評価の実施に当たりましては、名古屋市環境影響評価指導要綱に基づく諸手続を適正に進めているところです。 また、調査・予測・評価及び保全目標の設定につきましては、「名古屋市環境影響評価技術指針」に基づいて行いました。 調査・予測を行うに当たりましては、十分な調査を行い、最新の知見をもって予測評価を行ったと考えております。なお、今後幅広い専門家で構成された審査委員による公正な審査を受けることになっており、事業者としましては、環境保全目標達成に鋭意努力をしております。
	●現行法上許されない事業計画案を前提にした環境アセスメント手続きは違法と言わざるをえない。 用途地域の変更、あるいは「地区計画」を導入するのであれ	今回の環境影響評価は、この事業計画が実施された場合周辺環境にどのような影響を及ぼすかを予測・評価するものであり、名古屋市環境影響評価指導要綱に従い環境影響評価手続を進めております。 なお、それぞれの団地の事業実施に当たりましては、建築基準法等の法に従って手続を進めてまいります。

ば、それを定めた後に、それに合致した事業計画案を作成し、それに対する環境アセスメント手続きを行うのが筋である。(意見書) ●用途地域の変更がなされないと、計画全体の住宅建設戸数に大きな影響がある。従って、その場合は「住宅建設戸数が大幅に減少することが前提」とされなければ、着工はできないと考えるがどうか。(意見書)	
●今回の準備書について、周辺の一般住宅にも知らせ意見を聞いたのか。(意見書) ●私の意見書を含めた全ての意見書は、千種台地区の全ての人の目に止まるように考えてほしい。(意見書)	告示・縦覧に関する新聞発表、準備書のあらましを掲載したパンフレットの関係地域内全戸配布、富士見台、自由ヶ丘の両学区につきましては、関係地域外についてもパンフレットを回覧するなど行い周知に努めました。 また、千種台団地管理事務所、及び富士見台会館・自由ヶ丘会館の3ヶ所において、準備書の閲覧を行い、千種台中学校において説明会も開催致しました。 さらに、住民みなさんから説明のご要望をいただいた場合は、説明に伺うなどできる限りの努力をし、ご意見を伺ってまいりました。また、今回お寄せいただきました意見書につきましては、見解書に概要として掲載しました。
●「関係地域は、影響の及ぶ範囲が最も大きいと想定される工事騒音に着目」し設定した。(p23)とあるが、電波障害はもっと広範囲な影響を与える区域がある。(p133) このため、工事騒音と電波障害の範囲を考慮して、関係地域を設定しなおすべきである。(意見書)	電波障害については障害範囲の予測が困難であるため、関係地域として設定するのは非常に困難です。このため、関係地域は工事騒音に着目して設定いたしました。 なお、本事業により新たに電波障害が生じた場合には、関係地域外にあっては、対策に努めてまいります。
●この事業が大規模な住宅の建て替えであることおよび用途地域の変更を伴う計画であることを考え合わせると、一般のビル建設と同じ100mをもって関係地域を設定するのは問題である。この事業の影響が及ぶもっと広い地域に「関係地域」を設定し、広い地域の住民の意見を積極的に聞きながら事業を進めるべきである。(公聴会)	本市の環境影響評価指導要綱では、現況調査を実施する以前に、環境項目の選定、関係地域の設定等を行った現況調査計画書を届け出ることとなっています。住宅建設事業という特性を考えますと、従来のビル建設や区画整理の事業にならい、工事騒音を根拠といたしまして関係地域を設定するのが適切であると考え、これに準じ関係地域を設定いたしました。
●今回の環境アセスメントには「地域分断」の項が無く、建て替えによる家賃の高騰、強制移転などによる人間関係の分断が予測されていない。コミュニティの破壊を予測、評価の対象とすべきである。(意見書)	対象事業は、原則的に現在の敷地における住宅の建て替えを中心とした事業であり、幹線道路の新設や連続的に地域を分断するような施設の配置もなく、地区の再編成等は行わないため、地域を分断する影響は生じないものと考えております。
●住民が最も関心を寄せ現在も悩んでいる公害である「航空機騒音」について、環境項目として追加し、調査、予測、評価を行い、対策を明らかにすべきである。(意見書)	今回の環境影響評価におきましては、住宅整備事業が環境に与える影響を評価・予測するという観点から実施したものであり、既に存在している航空機騒音、つまり今回の住宅整備により発生するものではない航空機騒音については環境影響評価の対象とはならないと考えます。
●航空機騒音について、中高層の建物の反射効果による周辺への影響が心配である。(意見書)	事業計画では建物の棟間隔は十分に確保しており、団地内植栽を積極的に図って行くことから、建物による騒音の反射につきましては特に問題は生じないものと考えます。

	書)	
	●新住宅になった場合、住居及び路上の反射熱による気温上昇に対する対策を行って欲しい。(特に夏季)(意見書)	事業計画では建物の棟間隔は十分に確保しており、団地内植栽を積極的に図って行くことから、新たに反射熱による気温の上昇はないものと考えます。
大気汚染 (供用時)	●大気汚染の環境保全目標は「現況を著しく悪化させない」(p54)とあるが、p5にあるように「客観的に判断するため」具体的に数値で示すべきである。又、現況がすでに名古屋市公害防止条例で定める環境目標値を超えている二酸化窒素については、現況非悪化を環境保全目標とすべきである。(意見書) ●「著しく～しない」という抽象的な表現ではなく、具体的な判断基準を示すべきである。(意見書)	大気汚染については、国設名古屋大気測定所の測定結果によれば、二酸化窒素及び一酸化炭素は環境基準に適合しており、また、沿道での現地調査からも測定期間中は両者とも環境基準の値を下回っていた。 したがって、大気汚染の環境保全目標は、周辺への影響をできる限り小さくする意味で、「現況を著しく悪化させない」としたものです。 なお、名古屋市の条例による環境目標値については、自動車交通公害防止のための総合的道路施策推進や今後の排出規制の強化、低公害車の研究開発の促進等により、大気汚染の改善が将来期待されるものと考えられます。
	●大気汚染予測は「供用時の戸数増加に伴う増加交通量に起因する自動車排気ガス」(p47)だけについて評価、予測しているが不十分である。 センター施設など各施設による交通量増加を加えるべきであるし、各施設や各戸からの冷暖房の熱源からの二酸化窒素などを予測評価すべきである。(意見書)	今回の環境影響評価は住宅整備事業に係るものであり、各施設については用地の取得までを対象といたします。各住宅の冷暖房用の熱源からの二酸化窒素につきましては、大きな熱源を有する大規模工場等と違い、その影響は軽微であり予測・評価の対象とはしておりません。
	●大気汚染の予測式で、自動車からの排出係数(g/km・台)を排出強度Q(ml/秒)(p56)に変換する体積換算係数を明記すべきである。 今までの環境アセスメントでは523ml/g(20℃、1気圧)が使われているようだが、自動車排気ガスはほとんどが一酸化窒素であることを考慮すると、実際は約800ml/gと1.5倍以上の値を用いるべきである。(意見書) ●窒素酸化物の予測で使用している、自動車からの排出係数を排出強度に変換する、体積換算係数の根拠を明らかにしていない。(公聴会)	排出係数は、NO_xをすべてNO₂とみなして換算されているため、体積換算係数は20℃、1気圧で523ml/gを用いています。 運輸省自動車局の「自動車排出ガス試験方法」で、排出係数はNO_xをすべてNO₂とみなして換算されており、これより体積換算係数は20℃、1気圧で523ml/gを用いています。
	●交通条件は、大気汚染の予測で最初に出てきて(p57)、資料編2-3(資料p7)参照とされているが、これではこの根拠を確認できない。 まず、資料p19の交通量現況調査をNo.1～No.5で行ったこと、このうちNo.3が大気汚染の予測地点であること、準備書のp173、174に増加交通量の算定根拠があることを、わかりやすく記述すべきである。(意見書)	現地調査を行ったNo.1～No.5地点のうち、No.3が大気汚染の予測地点であること及び増加交通量の算定根拠について、評価書にできる限りわかりやすく記述します。

	●一方通行となっている池内猪高線(姫ヶ池～霞ヶ丘)が近く開通予定となっているが、交通量配分にこの点がどのように組み込まれて予測されたのか、明らかにすべきである。(意見書)	現在、拡幅工事中の池内猪高線(姫池通～霞ヶ丘)については、供用時には東西両方向の通行ができるものとして予測を行っています。したがって、住宅の増加戸数分の発生集中交通量を各ルートに配分する際にも、この点は考慮しております。
	●大気汚染の予測で走行速度が40km/時とされているが(p58)、その設定根拠を記述すべきである。 また現況の走行速度も実測して予測に用いるべきである。(意見書)	今回の予測にあたって、走行速度は当該道路の規制速度を参考としました。
	●騒音と振動には予測方法の検討があるが(p73、84)、大気汚染に予測方法の検討がないのは不十分である。(意見書) ●排気ガスの実測値と予測値の照合はバックグラウンド濃度の問題があるからできないといっているが、これはきちんとできなければおかしい。(公聴会)	大気汚染の予測については、現在の交通量を用いて現況の再現予測を行っていますが、沿道において自動車排ガスのみを実測することは困難であることから、今回、予測の中では、実測値との比較検討は行っていません。
	●大気汚染の予測結果が現況交通量だけでみると、弱風時に二酸化窒素の1時間値が0.0051ppmとなっている(p60)。 現地調査で、予測と同じ平日(月～金)の結果を見ると(資料p3)、1時間値は0.023～0.097ppmである。つまり、二酸化窒素濃度の実測値のうち、自動車排ガスの占める割合は1/20～1/4ということになり、自動車排ガスの占める割合は半分という一般的な常識から大きくはずれた結果となっている。予測方法の根本的な再検討が必要である。(意見書)	予測では、有風時はブルーム式、弱風時にはパフ式を用いていますが、両予測式とも大気汚染の予測においては一般的に広く用いられているものです。 また、国等で実施されている道路アセスメントにおいても広く使用されており、信頼のおける予測方法であると考えています。
	●大気汚染の予測に用いた、窒素酸化物、一酸化炭素の排出係数(p58)の根拠及び窒素酸化物から二酸化窒素への変換式(p59)の根拠を記載すべきである。(意見書)	国等で実施されている道路アセスメントにおいて、広く使用されている排出係数及び変換式を参考としました。
	●大気汚染の評価で、環境濃度は「年間の日平均値」、沿道濃度は「一週間の日平均値」、増加予測濃度は「一時間値」という、全く性格の異なる値を併記するのは、誤解を与えるものである。評価の値を統一して示すべきである。(意見書)	大気汚染については、汚染物質の増加濃度について予測を行いました。この増加濃度の影響の程度を評価する際に、名古屋大気測定所の観測データ(年平均値)及び沿道での現地調査結果(日平均値)を参考としたものです。
大気汚染(工事中)	●工事関係車両の増加を、工事中の安全性の面だけからとらえて予測しているが、工事関係車両による騒音、振動、排気ガスについても予測すべきである。(意見書)	工事関係車両による騒音、振動、排気ガスについては、本事業は同時期に全団地の建替えを行うのではなく、順次建替えを行っていくため、工事関係車両による周辺道路の交通量増加率はピーク時でも約1～9%と比較的小さく、台数的にみても影響は軽微であると考えます。
	●取り壊しのときの粉塵について	粉じんや廃棄物の飛散防止対策として、工事区域に仮囲いを行い、解

	ては十分な対策を立ててほしい。(公聴会)	体時には十分な散水を行い、住宅が隣接する場所では必要に応じてシート等を設置します。廃棄物の搬出時には、運搬車両へのシート被覆及びタイヤの洗浄等を行い、運搬途上での荷こぼれ、飛散及び道路の汚染防止に努めます。
騒音・振動 (供用時)	●騒音の環境保全目標は「現況を著しく悪化させない」(p70)とあるが、「すべての調査地点で環境基準を上回っている状況」(p70)からみて、また、具体的な目標とすべきことから、現況非悪化を環境保全目標とすべきである。(意見書)	供用時の環境保全目標は、現況が環境基準を上回る状況であることから、周辺への影響をできる限り小さくする意味で、「現況を著しく悪化させない」としました。
	●騒音の予測手法は、「モデル化した騒音レベルの波形をコンピュータのメモリ上に加算」(p72)ということだが、地点別の大型・小型車別の騒音レベルの波形を絶対値を記入して記述すべきである。(意見書)	地点別の大型・小型車別の騒音レベルの波形を本書添付資料(p83)に示し、評価書においても記載いたします。
	●騒音の予測は7時から19時までしか行っていないが、夜間も行うべきである。(意見書)	住宅からの発生集中交通量の時間変動係数は準備書(p176)に示すとおり朝8時、夕17時にピークがあります。したがって、これらのピークを含む7時から19時までの12時間について予測を行いました。
	●騒音の予測は中央値でしか行っていないが、大型車が通過したときの平均値と考えられる90%レンジ上端値でも行うべきである。(意見書)	「騒音規制法」(法律第98号、昭和43年6月10日)の自動車交通騒音や「騒音に係る環境基準について」(昭和46年5月25日閣議決定)の道路交通騒音では、騒音レベルの評価は原則として中央値とされていますので、予測を行う騒音レベルは中央値としました。
	●騒音の予測で、「シミュレーション手法による現況再現結果を実測値と比較してみたところ、交通量の少ない場合に多少ばらつきが見られたものの、おおむね整合していました」とあるが、資料編4-5(資料p22)をみると、予測値が実測値を下回る時間帯が1/3もあり、5ホンも小さくなる場合がある。影響の安全性を考えれば、少なくとも2ホンは予測値に上乘せすべきではないか。(意見書)(公聴会)	今回の騒音の予測については、現況交通量はほとんどが1,000台以下と比較的少ないことから、現況再現に優れるシミュレーション手法(モンテカルロ法)により行いました。 また、予測においては、供用時の騒音レベルそのものを対象にしているのではなく、現況と供用時の騒音レベルの変化を対象としております。
	●騒音予測のモンテカルロ法(p72)で、車線、音源位置をどのように設定したのか記述すべきである。(意見書)	なお、同手法は地点別に実際の大型・小型車別の騒音レベルの波形を用いてシミュレーションを行っており、車線や音源位置の設定は行っておりません。
	●振動の環境保全目標は、「周辺住民の日常生活に著しい影響を及ぼさないこと」(p82)としているが、具体的に記述すべきである。例えば、すぐそのあとで、「一般に人体が振動を感じ始める閾値の55dBを参考とします。」(p82)とあるのだから、少なくともその値を環境保全目標とすべきである。(意見書)	供用時の環境保全目標は、「周辺住民の日常生活に著しい影響を及ぼさないこと」(p82)とし、具体的には一般的に人体が振動を感じ始める閾値の55dBを参考としました。
	●振動の環境保全目標は、具体的には55dBということだが家屋による振動の増幅が5～10dBあることを考慮し、地表面での目標は45dB程度とすべきである。	振動レベルは各地点とも現況と変わらず、32～43dBの範囲内と予測され、閾値の55dBを十分に下回る結果が得られています。

	(意見書) ●道路交通振動の予測は (p 83)、地盤卓越振動数、路面平坦性標準偏差など、騒音の予測より多くの条件がからむので、騒音のようにモンテカルロ法を用いるべきではないか。 計算値と実測値との差は-5～+6dBまでと大きくばらついている(資料p29)。この結果は、いかに建設省土木研究所の提案式がおかしなものかを証明するだけである。(意見書) ●振動予測で「現況再現結果を実測値と比較してみたところ、交通量の少ない場合に多少ばらつきが見られたものの、おおむね整合していました」(p84)とあるが、-4～+6dBとばらつき(p85)、しかも最大6dBは交通量にして4倍もの違いがあることになる。これがなぜおおむね整合といえるのか。(意見書)	道路交通振動の予測では、建設省土木研究所より提案された予測式を用いており、地盤卓越振動数及び路面平坦性標準偏差については、現地調査を行って条件設定を行っております。 現況再現予測では、多少ばらつきはみられるものの、道路アセスメントにおいて広く使用されており信頼のおける予測方法であると考えております。
騒音・振動 (工事中)	●一年近くの工事期間中の公害(騒音・振動)に対し、隣接住宅の損傷と特に高齢者や幼児に対する肉体的・精神的苦痛に対してどのように対処するのか。(意見書) ●10年以上におよぶ建設計画なのに、その騒音や日照や電波障害など隣接地域の住民への配慮が十分されていない。(意見書) ●裏の工事の際には直接影響を受けるので、私達の立場に立って事業を進めて欲しい。(意見書) ●工事中の音、車の出入り、その他いろいろ、隣にマンションが建ちました時でも、杭を打つときはとても家の中に居られず、年寄りや幼児をつれて外に出て終わるのを待っておりました。年寄りでは当時よりさらに高齢になっており、耐えていけるかととても心配です。なにか良い方法を考えてください。(意見書) ●周辺住民には高齢者も多く、高層住宅建設に伴う騒音に配慮してほしい。(公聴会)	工事に際しては、作業時間、作業区域、使用機械の配置等を十分に考慮した作業工程の作成、技術進歩に伴う低騒音・低振動工法、低騒音・低振動機械の積極的導入、また必要に応じて仮囲いの高さを高くする等の環境保全対策を図り、工事車両の運行にあたっては、運転者に徐行や一旦停止などの交通法規を厳守させて安全運転を徹底させるなど、周辺への影響を極力少なくするように努めますのでなにとぞご理解をいただきたいと思います。 なお、隣接住宅を損傷するということはないと思いますが、万一工事が直接の原因となって、建物等に損傷を与えた場合には個別に対処させていただきます。
	●事業実施に伴う環境保全上の配慮として「粉じんや廃棄物の飛散防止、騒音・振動の少ない工法・機械の採用」(p12)とあるが、具体的には何を指すのか、主な使用建設機械 (p13) の	粉じんや廃棄物の飛散防止対策として、工事区域に仮囲いを行い、解体時には十分な散水を行い、住宅が隣接する場所では必要に応じてシート等を設置します。 廃棄物の搬出時には、運搬車両へのシート被覆及びタイヤの洗浄等を行い、運搬途上での荷こぼれ、飛散及び道路の汚染防止に努めます。

どれがそれに該当するのか。 (意見書)	す。 工事中の騒音・振動への配慮としては、特に基礎工事の杭打ち込み時の影響が大きいことから、低騒音低振動工法である埋込み杭工法や、場所打ち杭工法を採用します。																		
●工事中の騒音の環境保全目標の具体的なものとして、「騒音規制法及び愛知県公害防止条例に基づく特定建設作業に伴う騒音の規制基準を一応の目途とします。」(p204)とあるが、法律や条令を守るのは当たり前のこと、ところがその規制基準さえ守るといわず、一応の目途とは。全面的な修正が必要である。 (意見書)	特定建設作業については、騒音規制法及び愛知県公害防止条例に基づく特定建設作業の規制基準を遵守してまいります。また、それ以外の建設作業につきましても、特定建設作業の規制基準の値85ホンを一応の目途として影響の軽減に努めてまいります。 なお、周辺は閑静な住宅地であるとともに、静穏を要する学校や病院が隣接していることから、必要に応じて仮囲いの高さを高くする等の環境保全対策を図り、周辺への影響を極力小さくするように努めてまいりたいと考えております。																		
●工事中の騒音予測で仮囲いによる回折減衰を計算する場合代表周波数の1,000Hzを用いた(p208)とのことだが、資料編p24で明らかなように、常時使用する空気圧縮機は250Hzが代表的であり、杭打機も63～125Hzが代表的な周波数とみなせる。このため、6～12ホン近く低めの予測値になる危険性を含んでいる。 少なくとも空気圧縮機と杭打機については、各周波数について回折減衰を計算し、その値をパワー合計して予測すべきである。 (意見書)	建設機械の騒音パワースペクトルレベルは、資料編p24のようになっています。建設機械によって、ピークの中心周波数に若干の相違はありますが、1,000Hzのレベルが最大となる機械が多いため、代表周波数として1,000Hzを用いて予測を行いました。 なお、工事の際には低騒音機械の積極的な導入、使用機械の配置を十分に考慮した作業工程等により、周辺への騒音を一層低減できると考えております。																		
●工事中の騒音予測で「敷地境界付近での最大値を表3-3-5に示しますが、いずれも規制基準の85dB(A)を下回っています。」(p208)とあるが、予測は地上1.2mでしか行っていない。周囲にはがんセンターなど高層建築がある。こうしたところへの影響を個別に予測すべきである。 (意見書)	高層建築物への工事による影響につきましては、ご指摘のがんセンターなど静穏を要する施設も多いことから、必要があれば保全対策を講じて影響を極力小さくするように努めてまいりたいと考えております。 なお、参考までにがんセンターにおいて、準備書と同一の条件のもと、敷地境界上で高さ別の工事騒音予測を行った結果を示します。 <table><tr><td>地 上 高 (m)</td><td>5</td><td>10</td><td>15</td><td>20</td><td>25</td><td>30</td><td>35</td><td>40</td></tr><tr><td>騒音レベルの最大値(dB (A))</td><td>82.9</td><td>82.3</td><td>81.5</td><td>80.7</td><td>80.0</td><td>79.4</td><td>78.8</td><td>78.3</td></tr></table>	地 上 高 (m)	5	10	15	20	25	30	35	40	騒音レベルの最大値(dB (A))	82.9	82.3	81.5	80.7	80.0	79.4	78.8	78.3
地 上 高 (m)	5	10	15	20	25	30	35	40											
騒音レベルの最大値(dB (A))	82.9	82.3	81.5	80.7	80.0	79.4	78.8	78.3											
●工事中の騒音について「必要に応じて仮囲いの高さを高くする等の環境保全対策を図り」とあるが、どこにどれだけの仮囲いが必要であり、その結果こうなる、と具体的に記述すべきである。 (意見書)	予測結果によれば、建設機械の工事騒音レベルは敷地境界付近で規制基準を下回っており、環境保全目標は達成できるものと考えられます。 なお、仮囲いは基本的に1.8mとしておりますが、静穏を要する学校や病院が隣接して影響を極力小さくする必要がある場合は、工事区域ごとに作業工程の調整や低騒音工法の導入、あるいは仮囲いを高くするなどの具体的な環境保全対策を講じてまいります。																		
●工事中の振動の環境保全目標の具体的なものとして、「振動規制法及び愛知県公害防止条例に基づく特定建設作業に伴う振動の規制基準を一応の目途とします。」(p215)とあるが、法律や条令を守るのは当たり前のこと、ところがその規制基準さえ守るといわず、一応の目途とは。全面的な修正が必要である。 (意見書)	特定建設作業については、振動規制法及び愛知県公害防止条例に基づく特定建設作業の規制基準を遵守してまいります。また、それ以外の建設作業につきましても、特定建設作業の規制基準の値75dBを一応の目途として影響の軽減に努めてまいります。																		

	●工事中の振動の予測手法にある振動伝播予測式(p218)の根拠を示すべきである。(意見書) ●工事中の振動の予測手法に用いた幾何減衰定数、地盤の減衰定数は予測結果に大きく影響するため、文献の値ではなく現地での実測によるべきである。(意見書)	工事中の振動予測については、「公害振動の予測手法」(塩田正純、1986)に示されている振動伝播予測式を用いました。 また、振動予測に際し、幾何減衰定数及び地盤の減衰定数は文献値が一般的に用いられていることから、同文献中に示されている値を用いました。
水質汚濁	●水質汚濁の環境保全対策(p197)にアルカリ排水、泥土、ミキサー車洗浄水は運搬処分することを明記すべきである。予測結果(p196)の中に記述するだけでは不十分である。(意見書)	評価書において、水質汚濁の環境保全対策の中にその旨を記述いたします。
	●環境項目の設定にあたり、予測・評価の対象とせず、その理由もない項目で、供用時の水質汚濁があるが、人口増加による水質汚濁源の増加は、この地域の下水道容量以内なのか。 また、緑地の減少による雨水の急激な流出は、猫ヶ洞池や茶屋ヶ坂池の水質悪化につながらないのか、排水可能容量を超えないのか、山崎川水系の可能流量にどのような影響を与えるのか、予測・評価すべきである。(意見書)	本事業の人口増加に伴う水質汚濁源の増加は、わずかであり下水道容量を上回ることはないと考えております。 千種台地区の雨水排水は、池内猪高線(都市計画道路)を嶺とする北部区域と南部区域に分かれています。 北部区域は、さらに、北・東希望荘を一带とし茶屋ヶ坂池に流入する流域と、千有荘・西十字荘を一带とする流域の2系統に分けられ、いずれの系統も宮前ポンプ所より矢田川に排水されています。 南部区域のうち東部は、はざま荘・金児荘一带の流域であり自由ヶ丘幹線排水路から猫ヶ洞池に流入し、千種台川を経て矢田川に合流します。また、西部は、自由ヶ丘調整池に流入する楠荘・徳川山の一部を一带とする流域と田代荘一带の流域の2系統に分けられ、それぞれ別々に山崎川へ排水されています。また、千種台地区には洪水を防ぐための池として、茶屋ヶ坂池、猫ヶ洞池、自由ヶ丘調整池等があります。 なお、本計画では、「名古屋市雨水流出抑制実施要綱」に基づき、駐車場・通路等を透水性舗装するなど浸透施設等を設け、雨水を浸透・貯留します。さらに、団地内植栽を積極的に図っていきます。 以上より、雨水の急激な流出はないものと考えております。
地 盤	●景観図のがんセンター近く(p155)によれば、2.5m近い石垣が切り落とされる計画になっているが、切盛計画区域図(2m以上)(p230)では何の手も加えないことになっている。どちらが正しいのか。明確にすべきである。(意見書)	がんセンター近く(東岳荘)は、別事業としてバスターン施設を予定しておりますが、その内容・施設規模等が現段階では具体的になっておりませんので、住宅整備事業ではこの団地の既存建物の除却までを行い、造成は施設建設時に行うものとして本事業を含めておりません。 なお、景観予測においては、関連事業部分を空白にして掲載するよりも、現在わかっている範囲内で将来景観を予測したほうが、景観としてはより正確な全体イメージを表すものと考え、掲載しました。
	●環境項目の設定にあたり、予測・評価の対象とせず、その理由もない項目で、供用時の地盤沈下があるが、高層の重量物が建築されることにより周辺地盤の圧密沈下の恐れ、造成工事、基礎構造による地下水脈の変化について、予測・評価すべきである。(意見書)	地質調査結果によると、本地域の地質は洪積世の半固結堆積物で、礫を主に構成されています。また、千種台団地及びその周辺は、昭和20年代後半頃より宅地開発を行っており、住宅開発後におきましては斜面の崩壊や地すべりの事例もないことから、全般的に安定しているといえます。 さらに、建物は杭により支持層に安定させること、地下水を使用しないことから、住宅建設による地盤変化は生じません。また、地下水脈を遮断するような工事は行わないため、問題はないと考えます。
植物・緑地	●植物の現況調査は、一番植物の少なくなる11月から3月の冬期にしか実施していないが(p87)、現地調査した「専門家」は何の問題点も指摘しなかったのか。再調査すべきである。(意見書)	植物の現況調査については、夏季の予備調査を含めた既存資料調査を事前に行った上で、補足あるいは再確認の意味で現地調査を行っております。準備書の本文中には、その旨を記載しておりませんので、評価書で訂正させていただきます。 なお、既存資料としては以下の文献等を参考としました。

●植物相では、現地調査のほか既存資料を用いて調査したことになっているが(p92)、既存資料名を明記すべきである。(意見書)	「日本の重要な植物群落(東海版)」(環境庁、昭和54年) 「我が国における保護上重要な植物種の現状」(日本自然保護協会、1989年) 「名古屋市の植生自然度及び自然保護に関する調査報告」(名古屋市公害対策局、昭和55年)																																								
●植物について、既存植物群の中に、コモウセンゴケが含まれていないが、疑問を感じる。再度、調査を行い湿地保全対策を考えるべきである。(意見書) ●再開発による雨水浸透率の変化にふれられていない。湿地の植物への影響等を含め、検討を要すると考える。(意見書)	今回の既存資料調査及び現地調査では、特に保護保存を必要とする種は確認されておりません。 また、鹿子公園や茶屋ヶ坂公園の緑地は工事区域外であることからそのまま保存されますし、「名古屋市雨水流出抑制実施要綱」に基づき、駐車場、通路等を透水性舗装するなどの浸透施設等を設け雨水を浸透・貯留させるので、雨水浸透率は現況より増大することが予測されます。 このため、湿地の植物については特に影響がないものと考えております。																																								
●現存植生図(p89)で「緑の多い住宅」「緑の少ない住宅」が区別してあるが、その分類基準を示すべきである。(意見書)	現存植生図中の緑の多い住宅地とは、緑被率が約20%以上の住宅地をいい、緑の少ない住宅地(緑被率約20%未満)と区分してあります。																																								
●植物及び緑地の保全対策で、「緑地形成的に価値の高い樹種で～」とあるが(p99)、まずこの定義を明記すべきである。(意見書)	緑地形成的に価値の高い樹種とは、景観的に見栄えのする樹木あるいは年とともに良くなるとされる樹木で、準備書(p99)に示した樹種です。																																								
●樹木は新鮮な酸素を製造してくれるから常緑の苗木を多く植えて欲しい。(意見書)	植栽には、ヤマモモ、クロガネモチ、クスノキ、オオムラサキツツジなど大気浄化作用の高い樹種も積極的に取り入れていきたいと考えております。																																								
●植物及び緑地の予測方法で「専門家の意見を参考に予測しました。」(p95)とあるが、専門家とは誰か。参考にしてとはどの程度のことか、如何なる方法で予測したのか、明記すべきである。(意見書)	「環境影響評価技術指針」(名古屋市公害対策局、昭和61年1月)によれば、植物の予測方法については事業計画及び類似事例からの推定、あるいは専門家の意見聴取により行うこととされています。従って今回の植物及び緑地の予測につきましても、これに従いました。 なお、専門家とは植生については植物生態学、植物相については植物分類学等に関する学識経験者のことをいいます。																																								
●雑木林など少しまとまった場所のみの合計で計算して30%位の緑地減としているが、各家庭の木を含めると50%以上の緑地が減るとされる。(意見書) ●「緑被地(自然度4及び6)の面積は、現在よりも約0.6ha減少」(p96)して1.74ha、現況の自然度2の4.16haを加えて5.9haにしかならないのに、土地利用計画での緑地(植栽可能な土地を含む)はなぜ12.05haもあるのか。(意見書) ●「生活の中に自然を」唱える名古屋市が、今1/4の緑を削った上での建替えなのか。(意見書) ●「緑被地(自然度4及び6)の面積は、現在よりも約0.6ha減少することが予測され」(p96)、つまり、現況の植生自然度4及び6の面積は2.34ha(p94)の実に1/4が失われるというのに、「良好な自然環境は維持される」(p	土地利用計画は、事業予定地を用途別に区分したものであり、植生自然度は、事業予定地の緑被の状況を植生自然度により分類したもので、両者は全く概念を別にしております。 土地利用計画の緑地面積は、植生自然度の樹木地(自然度6)及び草地(自然度4)に加え、緑の多い住宅地(自然度2)の中の住宅建設部分、駐車場及び道路等に属しない植栽可能部分を含んでおります。 供用時においては、各団地面積の30%以上の緑化を目標とすることから、緑の多い住宅地(自然度2)が増加し、緑地(植栽可能な土地)も増加すると考えます。 植生自然度 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">事業予定区域 (現況)</th><th colspan="2">事業予定区域 (供用時)</th></tr><tr><th>ha</th><th>%</th><th>ha</th><th>%</th></tr><tr><td>6</td><td>樹木地</td><td>1.81</td><td>5.3</td><td>1.67</td><td>4.9</td></tr><tr><td>4</td><td>草地</td><td>0.53</td><td>1.5</td><td>0.05</td><td>0.1</td></tr><tr><td>2</td><td>緑多い住宅地</td><td>4.16</td><td>12.1</td><td>22.19</td><td>64.6</td></tr><tr><td>1</td><td>緑少ない住宅地、コンクリート、アスファルト地</td><td>27.83</td><td>81.1</td><td>10.42</td><td>30.4</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	区 分		事業予定区域 (現況)		事業予定区域 (供用時)		ha	%	ha	%	6	樹木地	1.81	5.3	1.67	4.9	4	草地	0.53	1.5	0.05	0.1	2	緑多い住宅地	4.16	12.1	22.19	64.6	1	緑少ない住宅地、コンクリート、アスファルト地	27.83	81.1	10.42	30.4						
区 分				事業予定区域 (現況)		事業予定区域 (供用時)																																			
		ha	%	ha	%																																				
6	樹木地	1.81	5.3	1.67	4.9																																				
4	草地	0.53	1.5	0.05	0.1																																				
2	緑多い住宅地	4.16	12.1	22.19	64.6																																				
1	緑少ない住宅地、コンクリート、アスファルト地	27.83	81.1	10.42	30.4																																				

99)と判断しているが、その根拠は何か。(意見書)	<table><tr><td>合</td><td>計</td><td>34.33</td><td>100.0</td><td>34.33</td><td>100.0</td></tr></table>					合	計	34.33	100.0	34.33	100.0
合	計	34.33	100.0	34.33	100.0						
●「緑被地(自然度4及び6)の面積は、現在よりも約0.6ha減少することが予測され」(p96)とあるが、予測結果として、将来の植生自然度別面積を記述すべきである。また、現況の植生自然度と対比して示すべきである。(意見書)											
●緑地はなるべく保存するといっているが、見解書では緑地その他で数ha減少することになっているのではないか。(公聴会)											
●植栽計画区域に「可能な限り緑化を図っていきます」(p96)とのことだが、なぜこのように限定した表現でしかできないのか。不足するはずの駐車場にするのではないか。(意見書)	名古屋市都市緑化推進計画、緑のランドデザイン21の公共公益施設の緑化指針では市営住宅(共同住宅)の緑化目標値は3/10以上とされています。 したがって、この名古屋市都市緑化推進計画の趣旨を尊重して、可能な限り緑化を図ってまいります。										
●「工事施行前に調査を行い、緑地形成的に価値の高い樹種で樹形の良好なものや、メモリアルな木が確認された場合には、可能な限り保存に努めるようにします。」(p99)とあるが、そもそも、すでに秋季だけという不十分さはあるが、現地調査は済ませているのだから、該当する樹木は確認されているはずである。それとも現地調査は行っていないのか。該当の樹木を特定すべきである。(意見書)	現地調査の結果、特に保護保存を必要とする樹種は確認できませんでした。 なお、各団地の事業実施時期には調査を行い、専門家の意見を参考にして既存の樹木で緑地形成的に価値の高い樹種で樹形の良好なものやメモリアルな木が確認された場合には、可能な限り保存に努めるようにします。										
●平成2年10月の台風で成長が早く根が浅い大きな木がたくさん倒れた。ぜひ、木の専門家、生物の専門家の意見を取り入れ、緑の管理を進め、緑を守る地域、貴重な生物の生息を守る地域や植樹の時の留意点等、もっときめ細やかな調査と管理と計画を望みたい。 また、公園の木々も120～130本もの木が倒れた。原因は台風ではなく、市の緑の無管理の結果である。この機会をムダにせず、緑について学んで欲しい。(意見書)	平成2年9月の台風でシダレヤナギ、カロリナポプラ、プラタナス、ニセアカシア、ヒマラヤスギ等が多く倒れています。この倒れた原因は、浅根性のもので、成長が早く樹高が高いことだと考えています。 この経験を生かし、千種台地区の植栽については、樹木の専門家等の意見を参考にして調査、研究してまいりたいと考えております。										
●緑の多い自然環境を守りつつ、緑を増やすか、今のまま緑を大切に住民の意見を聞き再開発をしてほしい。(意見書)	敷地内の大規模な斜面緑地は、原則的に保存する等、現況緑地の保全に努める一方で、植栽計画区域について可能な限り緑化を図ってまいります。										
●北十字と中希望の間の森を保存してほしい。(意見書)	また、各樹木の配置においては、修景やしゅへいあるいは防災防風上適正な植栽機能の確保に努めるほか、多様な樹木を適切に織り混ぜ、季節による変化と全体の調和を図って行く計画です。										
●展望閣は、くわがた、かぶと虫の宝庫だし、しいの実のなる木もあるので、全体に保存してほしい。(意見書)	なお、住宅の建替えに伴い、やむを得ず撤去する樹木もあります。この場合、各団地の事業実施時期には調査を行い、既存の樹木で緑地形成的に価値の高い樹種で樹形の良いものやメモリアルな木が確認された場合には、可能な限り保存に努めるようにします。										

	●土壌を守る灌木の植栽と、昆虫を始め動物の生息環境に配慮してほしい。(意見書) ●住棟の間の空間は、コンクリートやカラーレンガで舗装するのではなく、今ある緑と土を残してほしい。(意見書) ●展望閣の中ほどの細い道は、緑にあふれる自然に恵まれたバス停までの近道でもあり無くすのは反対です。(公聴会) ●北希望荘の植栽計画については、事前に入居者の意見を聞き、周辺の景観と調和のとれた植栽を実施してほしい。(公聴会) ●植物が製造する酸素ということに着目し、酸性雨等の公害に強い常緑樹を植栽してほしい。(公聴会)	また、住棟間の主な通路は、歩行者や車椅子等の通行の支障になったり、雨による影響等のないよう舗装が必要と考えていますが、その他の部分では、緑や土を可能な限り残せるように配慮します。
動 物	●動物の予測のうち、ほ乳類、昆虫については冬期の現地調査だけで、既存資料さえ調べていない(p107)。こんな片手落ちの調査は再調査すべきである。(意見書) ●現地調査を秋から冬にかけてしか実施していないのは問題である。動物、植物の調査は年間を通じて現地調査をするという委託契約になっていたのではないか。また、予備調査というのはいつ行ったのか。(公聴会) ●動物の現地調査は、10月から3月の冬期に限られているのに、クマゼミやアブラゼミをどのように確認したのか。(意見書)	動物の現況調査については、夏季の予備調査を含めた既存資料調査を事前に行った上で、補足あるいは再確認の意味で現地調査を行っております。準備書の本文中には、その旨を記載しておりませんので、評価書で訂正させていただきます。
	●昆虫類のアゲハチョウ科については、モンキアゲハは当地域では非常に希な種でここ10年でもわずか2例の目撃があるのみで、現地調査で本当に採取されたか疑問である。 シジミチョウ科については、欠落している種がある一方、ウラゴマダラシジミ、オオミドリシジミのように団地内及び周辺地域ではとうの昔に絶滅した種が記録されており、現地調査で採集されたとは思えない。 鱗翅目のセセリチョウ科についてはミヤマセセリも生息が疑わしい。タテハチョウ科のミドリヒョウモンに関しては採集できたとは思われない。	現地調査における昆虫の採集及び同定については、「環境影響評価技術指針」に基づき、専門家をお願いして実施した結果です。 モンキアゲハ、ウラゴマダラシジミ、オオミドリシジミ、ミヤマセセリ、ミドリヒョウモン、オオカマキリ等については、念のため行った追跡調査(平成2年4月～10月実施)において確認されております。このほか、ヒキガエル、ヤマカカシ、ツマグロキチョウ、チャバネセセリ、ヒメウラナミジャノメ、ウラギンシジミ、直翅目6科32種、網翅目3科7種、ツクツクホウシ、カメムシ類、膜翅目7科16種、鞘翅目13科50種等が確認されております。これらの種につきましては本書添付資料に示し、評価書に掲載いたします。 さらに「名古屋の街と昆虫」(名古屋市衛生局・名古屋市防疫センター)によりますと、確認種以外の出現種として、事業予定区域外の平和公園及び茶屋ヶ坂公園でツマキチョウ、ルリタテハが記載されております。

直翅目、網翅目については、オオカマキリの記録はチョウセンオオカマキリの誤同定ではないだろうか。

カエル目については、記録された種以外にアマガエル、ヒキガエル等なお数種が生息しているはずだが記録されておらず調査が不十分とはいえないか。

トカゲ目については、ヘビ科ではヤマカカシなどが記録されていない。また団地内に普遍的に分布するヤモリも記録がない。

鱗翅目のシロチョウ科については、記録以外にツマキチョウ、ツマグロキチョウが見られる。セセリチョウ科については普通に見られるチャバネセセリ、オオイチモンジセセリが見当たらない。ジャノメチョウ科についてはヒメウラナミジャノメ、クロコノマチョウが記録から欠落している。タテハチョウ科のアカタテハ、ルリタテハなど普遍的に見られる6～7種が欠落している。蝶ではさらにテングチョウ(テングチョウ科)、ウラギンシジミ(ウラギンシジミ科)が分布する。

蛾類については資料7-1に記述されているようにライトトラップ採集を本行に行っているならば、記録された7種以外にその約20～30倍の種が記録されるはずで、果たして調査を行ったかどうかはなほだ疑わしい。

トンボ目についてはもっと多くの種が生息しており、調査不十分である。

直翅目、網翅目については、全体的に調査不足である。

半翅目のセミ科については、他にニイニイ、ツクツクホーシ、チッチ、ミンミンの4種が生息する。また、カメムシ類など多くの科がぬけている。

膜翅目については、1科1種の記録しかないが、100倍は生息すると思われる。

鞘翅目については2科4種しか記録がなく、調査をしなかったとしか言わざるを得ない。どう少なくとも見積もっても200～300種は間違いなくいるはずである。(意見書)

●見解書に載せられた、動物、植物に関する添付資料は、本来

準備書に載せるべきものである。(公聴会)	
●蛾類については、分類学的に科を間違えている。またテントウムシは半翅目ではない。(意見書)	評価書において、蛾類のアカバキリガ、コウスベリケンモン、ヨトウガの3種についてはヤガ科に、テントウムシ科は鞘翅目に、それぞれ訂正させていただきます。
●動物の現地調査は、10月から3月の冬期に限られ、この地域で特に重要な鳥類の現況が正しく把握できない。再調査すべきである。(意見書)	鳥類の現況調査については、地元の鳥類研究者から最近5年間(1985～1989)の通年観察資料を提供していただいております、この既存資料及び現地調査により、本地域における鳥類の現況については十分に把握できているものと考えております。
●動物の予測手法で「専門家の意見を参考に予測しました。」(p109)とあるが、専門家とは誰か。参考にして、とはどの程度のことか明記すべきである。(意見書)	「環境影響評価技術指針」(名古屋市公害対策局、昭和61年1月)によれば、動物の予測方法については事業計画及び類似事例からの推定、あるいは専門家の意見聴取により行うこととされています。 従って、今回の動物の予測につきましても、これに従いました。なお、専門家とは動物に関しては哺乳類、鳥類、両生・は虫類、昆虫類、淡水魚類のそれぞれに関する学識経験者のことをいいます。
●動物の環境保全対策で、昆虫については具体的にどのようにして「生息環境に著しい影響を及ぼさない」ようにするのか、明らかにすべきである。(意見書) ●生態系全体の考え方としては、再緑化等により昆虫を始め自然に著しい影響を及ぼすということはないというような考え方は誤りである。(公聴会)	事業計画に基づけば、敷地内の大規模な斜面緑地の保全に努めるほか、再緑化に際しては常緑樹や落葉樹、花木等の多様な樹木の適切に織り混ぜて植栽を図ってゆく計画です。これにより、昆虫を始め動物の生息環境に著しい影響を及ぼすことはないと考えております。
●動物の環境保全対策で「実のなる木を積極的に植栽する」(p111)とあるが、「植栽計画樹種」で、実のなる木を明らかにすべきである。(意見書)	鳥類にとって良好な生息環境の保全に努めるため、実のなる木を積極的に植栽する計画であり、具体的にはクスノキ、クロガネモチ、イヌツゲ、カクレミノ、ネズミモチ、ウメドモキ等を考えております。
●動物の環境保全対策で「工事後に回復育成される生息環境の下で、再び定着できるもの」(p110)としているが、再定着に要する時間はどの程度と予測しているのか明記すべきである。(意見書)	再定着に要する時間については、動物の種類や周辺環境などの諸条件により大きく変化すると思われ、一概には明示できませんが、住宅の建替えは長期にわたって順次行われてゆくことから、工事後の再緑化による速やかな緑地の回復により、鳥類等の良好な生息環境になるものと考えられます。
●サンショウウオ目について、猫ヶ洞池に隣接する平和公園内には近年産地が局限され市内ではほとんど絶滅したとされるトウキョウサンショウウオが発見されており、鹿子公園及び猫ヶ洞池周辺に本種が生息する可能性は非常に高く、あらためて調査を要求し、生息が確認された場合速やかにその保護対策をとられることを望む。 また、昆虫類では記録された種以外に、当地域で生息が確認されている種で分布上貴重な主としてチッチゼミ(セミ科)、ヒメボタル(ホタル科)、ミカワオサムシ(オサムシ科)、ヒメタイコウチ(タイコウチ科)がある。	両生・は虫類及び昆虫類については、今回の既存資料調査及び現地調査では関係地域内で特に保全を必要とする貴重種の生息は確認されませんでした。また鹿子公園や猫ヶ洞池については、工事区域外であり、そのまま保存されます。 しかし、今後ご指摘のような貴重種の生息が明らかとなり、著しい影響が予測される場合には、専門家の意見を参考にして保全対策を講じてまいります。

	チツゼミは鹿子公園及び平和公園内にまれながら生息する。 ヒメボタルは鹿子公園から猫ヶ洞池にかけての西側雑木林及び、県職員住宅の一部にかけて少数ながら発生している。 ミカワオサムシに関しては団地内の雑木林にも生息し、ベイトラップ採集をしていれば必ず確認できたはずである。 ヒメタイコウチは鹿子公園の湿地で生息を確認している。生息地の詳細な調査を行い、環境の保全について適切な処置が望まれる。 上記4種以外に分布上貴重な種、希少な種としてクロカタビロオサムシ、ムラサキツヤハナムグリ、クロツヤキマワリ、<i>Phloeotrya</i> sp. (ナガクチキムシ科の未記載の新種) などが学術誌に記録報告されている。(意見書)	
	●準備書、見解書に出ている主に昆虫の分布調査、現況調査については、信用できない。その基礎となる調査地点、調査方法およびデータ、標本を公開すべきである。(公聴会) ●準備書の昆虫については、とくに保全を必要とする貴重種の生息は確認されなかったとあるが、「名古屋市および近隣に生息する動物に関する調査報告書」において、保護、保存対策を取ることとされている何種類かの動物が記載されてる。(公聴会) ●見解書、環境響準備評価書等の最後に資料が付いているが、これは学問上、文献として全部永久に残るものであり、きちんとしてほしい。(公聴会) ●工事後も継続的に調査をし、今後行われる丘陵地や市街地の開発に生かせるような研究をしてほしい。(公聴会)	地元でご熱心に昆虫の研究をしていらっしゃる方々から、数々のご意見等がございました。ご指摘の件につきましては、現地調査の基礎データ等の確認を行い、今後、専門の審査委員の先生の意見にもとづく審査書等も踏まえ、最終的な評価書を作成してゆくなかで整理をまいります。
日 照	●予測結果が等時間日影図として示されているが(p119～122)、日照被害をわかりやすく理解するためには、時刻別日影図も示すべきである。最低限午前8時(資料p52)と午後4時(資料p56)を追加すべきである。(意見書) ●今回のアセスでは日照につい	日照については、日影時間により評価を行っていることから、本編には等時間日影図を掲載しました。 時刻別日影図については、参考資料として準備書資料編(p.52～p.56)に示してあります。
	●今回のアセスでは日照につい	日照につきましては、名古屋市の地域地区に応じた日影規制が名古

ては法的チェックを行っただけで、予測を一切行っていないのは不当です。環境アセスメントのやり直しを要求します。(意見書)

●一般住宅ですが、今の日照より悪くなる高層住宅建設はやめてほしい。(意見書)

●14階建、高層住宅は日照の問題があり反対する。(公聴会)

●高層住宅は日照等の問題があり反対する。(公聴会)

●日照の環境保全目標は、「周辺地域の居住環境に著しい影響を及ぼさないこと」として、具体的には名古屋市中高層建築物日影規制条例が守れるかどうかをみている(p115)が、市の条例で規制されていることを守るのはあたりまえのことであり、最低限の条件である。

せめて、全地域に第1種住居専用地域の基準をあてはめるとか、日影の測定面を地上1.5mとか4mではなく地表面にするとか、市の条例で規制されていることを超えた具体的な目標を定めるべきである。(意見書)

●時刻別日影図で明らかなように、はざま荘と千有荘に囲まれた地区や展望閣や東希望荘の北側一帯、全田代荘や西十字荘の北側などは、午前8時になっても陽がささず、午後4時ですでに日没になってしまう。こうした事実を正確に伝えるため、これらの地区の住民を対象とした特別の説明会を開催すべきである。(意見書)

●名古屋市内で保育園に対する日照の確保が大きな問題になり、建築局がマンションなどの施主に指導を求められる事態があるのに、千種台保育園に対する日照の予測がされていない。現在でも日照が不足しているといわれるのに、さらに悪くなるとおもわれる。なぜ、予測、評価しなかったのか。予測、評価すべきである。(意見書)

●千種台保育園については、現状より悪くなることが明らかです。公立の保育園で子供が育つ環境がどう変わるのか、地域住民にとって大きな問題です。すみやかに予測を行い、現状より悪化しないよう対策を講じるべきです。(意見書)

屋市中高層建築物日影規制条例で定められております。これは、住民に日常生活に著しい影響を及ぼさない範囲を定量的に定めたものであり、年間を通じ最も日照条件の厳しい冬至日における日影の時間的基準を定めたものです。今回の環境影響評価では、この条件に基づく予測・評価を行いました。

隣接する住民のみなさま方への周知につきましては、名古屋市中高層建築物指導要綱に基づき、各団地の事業実施前に説明いたします。

保育園と日影規制という昨今の情勢につきましては、事業者も理解しているところであり、今後当該建物の実施設計を行う時点では、関係機関と協議をまいります。

千種台保育園の日照については、法の基準の範囲内であり、計画後も、ほぼ現状どおりと考えておりますが、今後とも日照条件の保全には配慮してまいります。

	●千種台保育園の日照がこれ以上悪くならないように計画してください。(意見書)(公聴会) ●現行の計画では、千種台保育園のすぐ南側に6階の住宅が建設されるとのことですが、建設が強行されますと、千種台保育園の園庭への日照に著しい影響があると思われます。太陽の下での保育を保障するためにも、ぜひ南側の住宅を低層にしていただくようよろしくお願いします。(意見書) ●保育園の日照はほぼ現状どうりという見解であるが、今の計画のままで現状どうりという風に認識しているのかどうか。(公聴会)	
電 波	●電波障害が心配である。(意見書) ●電波障害については現在でも問題になっているので、対策をきちんとしてほしい。(公聴会) ●高層住宅は電波障害等の問題があり反対する。(公聴会) ●高層住宅の建設に伴う電波障害にも配慮してほしい。(公聴会)	テレビ電波の受信状況の調査については、準備書(p126)に示すとおり、現地調査により、現況の把握を行っております。 なお、事業の実施にあたっては、工事区域ごとにあらためて調査、予測を行い、著しいしゃへい障害の発生が予測される場合には、各団地の工事着手時期に共同受信施設の設置等適切な対策を講じます。また、反射障害は、障害が発生した場合には、新建築物との因果関係を明らかにした上で速やかにしゃへい障害と同様の対策を講じます。
	●環境項目の設定にあたり、予測・評価の対象とせず、その理由もない項目で、工事中の電波障害があるが、高層住宅建設時につきもののタワークレーンによる電波障害は各地で問題となっているため、予測、評価すべきである。(意見書)	本事業による高層住宅は、1棟が約50戸程度と小規模なため、必要な時期だけに使用を限定できるトラッククレーン等による工法を、原則として採用します。このため、建設機械による電波障害の発生する可能性は、極めて低いものと思われます。 なお、新建築物による電波障害については、著しいしゃへい障害の発生が予測されるような場合には、工事着手時期から対策を講じ、予測の困難な反射障害については因果関係を明らかにしたうえで対策を講じていきたいと考えております。
	●電波障害の環境保全対策で、「共同受信施設の設置等」(p134)とあるが、その維持管理費用についてはどのようにするのか、明記すべきである。(意見書)	市営住宅の建設によりテレビ電波の受信障害が発生した場合、郵政省電波監理局長通達「高層建築物による受信障害解消についての指導要領」に基づき共同受信施設の維持管理を行っており、共同受信アンテナからケーブルを経て、各戸の軒先の保安器までは名古屋市で維持管理し、その費用は名古屋市で負担しております。

環境影響評価準備書に対する市民意見及び事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
風 害	●風害の予測で風洞実験を行っているが、千種台ふれあいタウン整備計画にあるセンター施設などは、「整備計画が現段階では未確定であり、これら施設の用地が確保された状態（更地）で実験を行いました。」(p139)とあるが、これでは何のための環境アセスメントか分からない。風向、風速に相当影響を与えると考えられるこれらの施設に対しては、一般的な事例からある程度「想定」した模型を含めて予測すべきである。(意見書)	各種施設についての概要（構想）につきましては、準備書(p16)に示しておりますが、その具体的な内容や施設規模等が現段階では未確定でもあり、更地で実験を行いました。
	●千種台ふれあいタウン整備計画にあるセンター施設などを更地とした不十分な実験によっても、風速の超過確率がランク1からランク3に大きく悪化する地点が11地点もあるのは問題である。 特に、No20、35、45、65を結ぶ南北に走る細街路は、極端に風環境が悪化する。これは、住宅団地の配置計画に根本的ミスがあるとしたか考えられない。再配置して風洞実験をやり直すべきである。(意見書)	風害の予測は現況及び供用時について植栽のない状態で風洞実験を行ったものです。 しかし、建替後の団地内や街路には植栽を施す計画であることから、風速超過確率は実験値より低減することが考えられます。また、実験結果により著しい風の影響が予測される地点においては、防風効果の高い街路樹や団地内植栽を施し、風環境の保全に努めてまいります。 なお、街路樹については関係機関と調整を行い、道路及び団地内での総合的な風環境の保全に努めてまいります。
	●風害の予測結果で、風向・風速の変化の図が示してあるが(p144、145)名古屋地方気象台における風速を1とし、その長さを示してあるのは誤解を与えるものである。 地上18mの高さでの風速を1とすると一般的に地表面の風速はその半分となる。つまり、予測図の長さは2倍になるはずである。いかにも現況と変わりが無いのかのように表現することはやめるべきである。(意見書) ●台風等の条件下による予測も行うべきである。(意見書)	風害の予測結果である風向・風速の変化の図は、現況と供用時の相対的な変化をベクトルで示したもので、住宅団地の建設前後における風向・風速の変化を的確に表現できるものです。 しかし、風速の絶対値については読み取ることができないため、換算が可能なように凡例には名古屋地方気象台の風速を1とした場合のスケール表示がしてあります。 たとえば、過去最も強風であった伊勢湾台風（最大風速 37m/s、風向 SSE）時を再現しようとした場合、準備書（p145）の凡例に示す気象台の基準ベクトルの長さを 37m/sとして読めば、各測定点における伊勢湾台風時のおおよその風速を求めることができます。
	●「著しい風の影響が予測される地点においては、防風植栽を兼ねた街路樹や団地内植栽を施し風環境の保全を図る」(p147)とあるが、具体的な地点と具体的な植栽内容を記述すべきである。(意見書)	著しい風の影響が予測される地点における防風植栽は、今回の環境影響評価の結果を踏まえ各団地の事業実施時期に具体的に検討し、適切な防風植栽を兼ねた植栽を行い、風環境の保全を図るよう努めてまいります。 なお、街路樹についても、関係機関と調整を行い、道路及び団地内での総合的な風環境の保全に努めてまいります。
	●著しい風の影響が予想される地点のうち、ランク3を超えるNo.37、44は事業区域のはずれのため、植栽は不可能ではないか。植栽の方法を明らかにすべきである。(意見書)	
	●台風などの強風時に子供、老人などに危険はないか。また歩行困難になることなどが考えられないか。 植栽によって、風害を防ぐことができるのか、科学的に予測すべき	風害対策として植栽は一般によく行われている方法であり、植栽の防風効果については準備書資料編(p76)に示したとおり、科学的に証明されています。これによると、最も効果の現れるのは風下側について樹高の3～5倍付近で風速は35%程度にまで減少すると報告されています。 風洞実験により、強風の発生する場所が予測されておりますので、こ

		成	4階建	31.0 //	26 //	806.0 //	
建設 廃材	E	5階建	0.80m ³ / 本	554本	443.2m ³	977.6m ³ (1,000m ³)	
		6階建	1.10 //	374 //	411.4 //		
		14階建	2.05 //	60 //	123.0 //		
	F	建設に伴う残材	3.84m ³ / 戸	2,369戸	9,097.0m ³	(9,100m ³)	
内容物分類 A)コンクリート等廃材 B)木くず C)各種解体混合物 D)泥土 E)コンクリートガラ F)各種混合物 注) 除却廃材については、総量45,858.3m³をA67%、B18%、C15%に分類する。							
●廃棄物の発生量と処理方法が掲げているが(p233)、最低限の分類として産業廃棄物と一般廃棄物に分ける必要がある。 また、処理処分方法はすべて運搬処分とされているが、運搬先、その後の最終処分方法を明記すべきである。(意見書)				廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき分類しますと造成残土以外の除却廃材、杭打時の泥土及び建設廃材が産業廃棄物です。造成残土は同法の対象となる廃棄物ではないと考えております。 産業廃棄物については同法等に従い、適正に処理いたします。また、造成残土については、「建設残土対策に関する当面の処置方針」に従い適正に処理いたします。			
●廃棄物については、「建設残土対策に関する当面の措置方針に従い」(p234)とあるが、資料編にあるこの措置方針では、第2基本方針で、「建設発生土の場内利用を進めることにより、極力その発生を抑制することが望ましい。」(資料p81)とされている。 それにもかかわらず、造成残土が59,000立方メートルも排出される計画となっている。(p233)つまり、切土158,000立方メートルの約4割もの土を捨て去ることになる。 このような「建設残土対策に関する当面の措置方針」の基本方針にも反する計画は根本的に見直すべきである。特に不要な切土が多すぎると思われる。(意見書)				千種台地区は、長期にわたって住宅地が小単位で建設されてきたため、大造成は行われず、地山の形態を一定程度残した起伏のある地形となっています。 このような地形の計画地を再整備するにあたっては、現地形での対応は困難であり、相応の造成が必要となってきます。 しかし、千種台地区においては、個々の集合住宅は既成の市街地の中に散在する形態をとっており、この点通常ニュータウンや大団地で行われているような大造成は行わず、現地形を尊重しながら、建物配置、造成の計画を行いました。 造成計画に際しては、極力、搬出土量を抑える計画としております。			
●廃棄物の搬出時には、「運搬車両へのシート被覆及びタイヤを洗う等」(p234)とあるが、どのようにしてタイヤを洗うのか、その洗浄水はどうするのか、具体的に明示すべきである。(意見書)				廃棄物の搬出車両のタイヤ洗浄は、ホース散水等を行いタイヤが著しく汚れている場合は、ブラシ等を併用します。 また、洗浄水の処理は、沈砂池等により土砂を沈でんさせた後、下水等へ放流することを考えております。			
●北の市営住宅をこわす時、かべの材質など、ちゃんと調べて、もし有害なものであれば回りにホコリがこない様にしてほしい。(意見書) ●北希望荘の外壁にスレート板が使われているようです。その健康対策上のこともあって考えを伺いたい。(意見書)				除却工事時に発生する粉じんに対しては、工事区域に仮囲いを行い、解体時には建物に十分な散水を行います。また、住宅が隣接する場所では必要に応じて粉じん防止のためシートを設置する等、粉じんの飛散防止に努めてまいります。			
●環境項目の設定にあたり、予測・評価の対象とせず、その理由もな				本事業に伴う建替後の戸数は、準備書(p15)に示しておりますように約400戸の増加となります。			

	い項目で、供用中の廃棄物があるが、人口増加による廃棄物の増加は、市の収集能力、処理能力以内なのか、予測・評価すべきである。(意見書) ●ゴミ収集、ゴミのリサイクルのための施設、スペースが十分に確保されるのか。(公聴会)	この戸数増加による廃棄物の増加は、本市全体の収集能力、処理能力に比してごわずかであり、戸数増加による影響はないものと考えております。
景 観	●景観の完成イメージ図(市道茶屋ヶ坂牛巻線の歩道橋からの景観)は、「周辺には従来より中層団地が建っていることもあり、計画団地の出現によって違和感を感じることは特にはないと思われます。」(p154)と断定しているが、この完成イメージ図の左手前に14階の高層団地が計画されている。それも含めた完成イメージ図に修正して、この表現が正しいのかどうかの判断をすべきである。(意見書) ●3枚の完成イメージ図をみただけで、いろいろな具体的疑問が出てくるのだから、もっと多くの地点で景観予測をして住民が理解しやすくすべきである。(意見書)	日常生活の上で視線のよく行く場所で、しかも現況と供用後の変化の程度がよくわかる場所として、代表的な5地点(住民の日常生活における代表的視点は3地点、主要な眺望地点は2地点)を選んで予測を行ったものです。 これらの地点における完成イメージ図より、供用時の景観の変化の程度が概ね把握できるものと考えます。
	●事業実施に伴う環境保全上の配慮として「主要道路沿いや民地に接する部分にはできる限り現況樹木を生かした緑地を配置し、…積極的に緑化」(p12)とあるが、景観予測(p154,155,156)では、3カ所とも切土に伴い、現況の樹木は伐採されている。どちらが本当か。(意見書) ●景観の予測条件に「現況樹木を活かした緑地を配置します」とあるが(p153)、完成イメージ図の3カ所とも現況樹木は伐採されている。どちらが正しいのか、明らかにすべきである。(意見書) ●新たに植えた樹木が3枚のイメージ図のような樹木に成長するにはどの程度の年数が必要と予測しているのか。 この地域は、表土を削ると赤土が主体で、樹木の成長にはかなりの時間が必要と思われるがどうか。(意見書) ●完成予想写真では、立派な樹木が植栽され、すばらしい景観が示されています。しかし、これほどまでに樹木が成長するには少なくとも30年を必要とするのではないか。その時には、また建替問題が起きるのではないか。まさに完成予想写真は、絵ぞらごとではないのか。(意見書)	樹木については、植物及び緑地の予測結果で説明しておりますように、敷地内の大規模な斜面緑地は原則的に保存する等、現況緑地の保全に努める一方で植栽計画区域について可能な限り緑化を図ってまいりますが、やむを得ず撤去する樹木もあります。この場合、各団地の工事実施時期には調査を行い、専門家の意見を参考にして、緑地形成的に価値の高い樹種で樹形の良好なものやメモリアルな木が確認された場合には、可能な限り保存に努めるようにします。 新たに植える樹木については、早い時期に植栽の効果が発揮できるよう専門家の意見を参考にできる限り大きな樹木を植栽することを考えております。 また、植栽地の土壌については、街路樹などの生育に適する土壌を確保するように努め、不適切な場合は客土をします。
	●「各種施設については、整備計画が現段階では未確定でもあり、こ	完成イメージ図につきましては、施設部分を空白にするよりも、イメージであっても表現したもののほうがより正確な全体イメージを表すもの

	れら施設の用地が確保された状態(更地)で実験を行いました」(p139)とあるが、完成イメージ図(p155)には、それらしき施設が図示されている。イメージとしては図示できるのか。(意見書)	と考え、掲載したものです。
	●隣接する一般住宅に住んでいますが、5階建を南側に建設し北側は3階建となっている。このような配置だと景観を損なうのではないか。(意見書)	千有荘の池内猪高線に沿った部分は、近隣商業地域で民間のビルが並んでいるところでもあり、特に景観を損なうことはないと考えます。なお、実施設計にあたっては住宅棟のデザイン、色調及び植栽などについて周辺環境との調和を図り、景観の質的向上に努めます。
安 全 性 (供 用 時)	●増加交通量は小型車のみで、大型車は1台も増加しないことになっているが、人口が増加しても公共交通機関のバスの本数は増やさないのか。それとも別の公共交通機関が整備されるのか。明記すべきである。(意見書)	名古屋市新基本計画において、バスは、地下鉄や鉄道との連携に配慮しながら面的な交通機関として、市民生活に必要な公共交通サービスの確保をめざすとともに、定時性の確保など、信頼性の向上に努めるとしております。
	●増加交通量は、「将来増加する団地戸数に対応する」(p173)とあるが、この準備書では除外しているセンター施設などの建設が進めば、相当な交通量増加が考えられる。その点を含めて予測すべきである。(意見書)	各種施設についての概要(構想)につきましては、準備書(p16)に示しておりますが、その具体的内容や施設規模などが現段階では未確定であり、予測することが困難です。
	●「供用時車保有率は事業計画より(駐車場台数/戸数)=0.8」(p174)とあるが、この保有率は、どんな根拠でどのように設定したのか。名古屋市の車総量規制の方針に沿ったものなのか明らかにすべきである。(意見書)	今回の調査では、千種台地区の市営住宅の現況車保有率は、約65%でした。一方、昭和63年市政世論調査によりますと、名古屋市の場合全世帯の約79%が車を保有している状況にあり、市営住宅の入居者については全体の約71%が車を保有しています。 このため、今回の計画での駐車場設置率は、建設戸数の80%を整備目標と考えております。
	●7～19時の12時間の交通量しか考えていない。再度の24時間調査が必要である。(意見書)	安全性に影響を及ぼす団地からの発生集中交通量は、既存団地の調査結果から、準備書(p176)に示すとおり、朝8時に最も大きなピークが見られ、夕方17時にも小さなピークが見られます。 したがって団地から集中発生する車両の安全性に及ぼす影響については、これらピークを含む昼間12時間の交通量で予測を行いました。
	●団地1戸当りの発生集中交通量が将来も現在と同じ2.2台/戸・12時間(p174)とする根拠を示すべきである。(意見書)	基本的には現在千種台団地に住んでいる人が将来も引き続き同地区に居住することが考えられ、団地1戸あたりの発生集中交通量は将来も変わらないものと仮定しております。
	●著しい交通量の増大はないと断言しているが、藤ヶ丘方面もずいぶん開けてきており、今後益々発展すれば千種台地区の交通量もそれに比して増大するのではないか。(意見書)	本事業については、供用時の戸数増に伴う交通量の増加率は比較的小さいものと考えます。
	●7時から9時までの歩行者道路、一方通行規制が守られていないのが現状であるが、通学路の安全は確保できるか。(意見書)	関係機関との協議調整を図り、地域の円滑な交通機能と安全性の確保に努めてまいります。
安 全 性 (工 事 中)	●千種台保育園の園児の園外保育(散歩など)、親の送り迎えなどの場合、再開発工事中の危険(工事中の安全確保)に十分留意していただきたい。(意見書) ●工事中は園児の安全を確保するため、警備員をいつも保育園の回り	保育園周辺での工事の際には、園外保育等にも十分配慮し、運行ルート調整、工事関係車両の運転手への安全運転の徹底など、安全性確保に努めます。

に配置してほしい。(公聴会)	
●工事車を避けて自由ヶ丘2～城山の道路に流れる車がふえると考えられます。ここは、歩道が無く、今でも非常に危険です。工事に先立って片側だけでもきちんとした歩道をつけることを要求します。(意見書)(公聴会) ●工事が開始されると具体的に1日どの程度の工事車両、工事関係者が入り、その結果交通障害がどの程度になり、安全性はどうなるのか準備書等に示されている数字ではイメージがわからない。(公聴会)	工事中において新たに交通容量を超える交差点はないものと予測されます。また、工事車両の運行については朝夕のラッシュ時間帯を避け、ルート選定、運行管理を行うため、一般車両が工事車両を避け田代185号線へ迂回することは極めて少ないと思われます。 なお、この路線の工事関係車両の発生に伴う増加交通量は、運行台数が最も多くなることで最大約5%と予測されますので、工事の際には運転者に安全運転を徹底させ、一層の交通安全に努めます。
●交通問題について、環境アセスメントでは「大丈夫」としているが、現状でさえ通勤時の渋滞が極限に達している本山交差点付近での工事中の影響はどうか。通勤時には工事車両を通さないなど確約してもらいたい。(意見書)	工事車両につきましては、通学時の通学路及び混雑する交差点等になるべく通行しないように運行時間、運行ルートについて十分な調整を行い、影響を極力小さくするよう努めてまいります。